令和5年度宮城県水道基盤強化計画策定に向けた検討推進業務 仕様書

1 委託業務の名称

令和5年度宮城県水道基盤強化計画策定に向けた検討推進業務

2 履行期間

契約締結日から令和6年3月27日まで

3 委託業務の目的

宮城県(以下「本県」という。)では、令和元年度から水道事業の現状や将来見通しの分析、モデルエリアを含む多様な広域連携シミュレーションによる効果算定や事業体間の経営課題の認識共有、広域連携に対する意向の確認等を行い、令和4年度末に「宮城県水道広域化推進プラン」(以下「プラン」という。)を策定した。これまでの取組については以下のとおりである。

(これまでの取組)

- ○令和元年度
 - ・ プラン策定マニュアルを基に、「現状、将来見通し、課題」など基本的事項を整理
 - ・ 多様な広域連携シミュレーションの実施
- ○令和2年度
 - ・ 経営課題の整理・広域連携に係る認識の共有
 - ・ 広域連携の意向のある事業体の支援(県内先進事例の作り上げ支援)(継続)
- ○令和3年度
 - 県内水道施設等の統廃合検討(継続)
 - ・ プラン骨子案の策定
- ○令和4年度
 - ・ 広域化の実現に向けた検討体制の構築
 - ・ プラン策定

令和5年度は、令和6年度の策定を目指している水道基盤強化計画(以下「計画」という。)に向け、これまでの取組やプランの内容を踏まえつつ検討を進めていくこととなるが、計画を充実したものにするためには、これまでの検討過程で具体化しつつある水道広域化に関する取組を磨き上げることに加え、新たな取組の創出も求められるところである。

本業務では、このような状況を踏まえ、これまでの検討体制を継続して議論を進め、関係事業体間における具体的取組を推進するとともに、他都道府県における広域化の状況等に係る情報収集を行い、計画の骨子案策定を目指す。

4 業務対象事業体

宮城県企業局及び県内34事業体

5 業務内容

「3 委託業務の目的」に示す目的を達成するため、以下に掲げる内容を含む業務を企画提案し、実施すること。

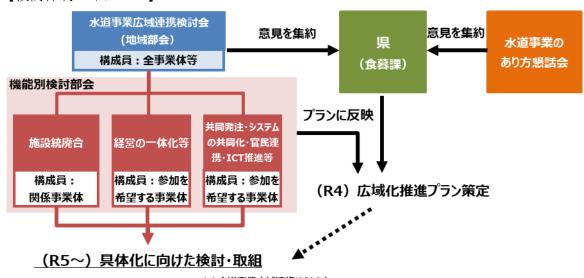
実施に当たっては、次の【検討体制のイメージ】で示す広域連携検討会(設置要綱及び実施結

<u>果</u>)、地域部会、機能別検討部会等を活用することとし、受注者は発注者とともに事務局として出席し助言する。

なお、広域連携検討会において、学識経験等を有する者等の参集が必要となる場合は、メンバーの選定、謝金の支出等、一切の業務を受注者が実施する。

※ 受注者は、有識者等のメンバーの案を発注者に示し、了承を得るものとする。

【検討体制のイメージ】



※ R5から水道事業広域連携検討会を法定の広域的連携等推進協議会に位置付け

(1) 水道事業広域連携検討会等の開催

令和5年度から、水道事業広域連携検討会を法定の広域的連携等推進協議会と位置づけ、計画の策定に向けた取組を進めることとしており、会議の設置・開催・進行などは発注者が、資料の調製などは主に受注者が対応する。

(2)機能別検討部会の開催

令和4年度から機能別検討部会(施設統廃合検討部会、経営の一体化等検討部会、共同発注・システムの共同化・官民連携・ICT推進等検討部会)を立ち上げ、テーマごとの検討を進めているが、令和5年度も引き続き開催し、更なる議論の展開及び広域化効果算定や実現ロードマップの策定、事業体間の合意を目指す。会議の設置・開催・進行など発注者が、資料の調製などは主に受注者が対応する。

また、検討に際しては、過年度の検討結果等も活用し、他都道府県等の先進的・効果的な取組 について調査を行い、それらに係る本県の状況を把握・分析を実施した上で、実施すべき具体的 な施策等について受注者から提案する。

【取組例(令和5年度以降の取組も含む)】

イ 施設統廃合検討部会

バックアップ体制の維持・強化のため、緊急時連絡管の整備とともに施設統廃合の検討を 行い、効果の精査や実施計画・実現ロードマップの策定などを通じ、事業体間の合意形成を 目指す。

ロ 経営の一体化等検討部会

事業統合などの事例を研究し、メリット・デメリットや課題等を整理した後、各事業体の

意向などを踏まえ、本県の実情に合った経営体のあり方を検討する。

ハ 共同発注・システムの共同化・官民連携・ICT推進等検討部会

令和2年度、令和3年度に行ったモデル地区での検討結果も生かし、事業体の意向を踏まえながら、共同化メニューの抽出・グルーピング、効果のシミュレーションや実現ロードマップの策定を行い、事業体間の合意形成を目指す。

(3) 具体化検討(研究会)の実施

各機能別検討部会の議論等を踏まえ、事業体間で一定の合意が得られた取組を実現するため、 発注者及び関係事業体を構成員とする研究会を設置し、具体化に向けた検討等を行う。

なお、検討過程において必要と認められる場合、先進地職員の招聘又は県内事業体職員の先進地視察を行うことができることとし、招聘先又は視察先の選定や日程調整は受注者と発注者が協力して行ない、招聘先への謝金や視察時の参加者(発注者を除く)への旅費の支出等の業務は受注者が実施する。(想定回数:先進地職員の招聘の場合は2回程度、先進地視察の場合は1回程度(3事業体程度から各1名)とする。)

【会議等の開催想定】

名称	対象	想定回数等
水道事業広域連携検討会等	県内水道事業体、庁内関係課等	2回程度
機能別検討部会	参加を希望する水道事業体等	各テーマ2回程度
	(令和4年度からの継続体制)	
具体化検討 (研究会)	機能別検討部会を通じて、合意が得られ	議論の進捗に応じて複数回
	た関係事業体等	開催予定(5地区、2回程度)

注) 各会、進捗に応じて想定回数等は変更になる可能性あり。その場合は、最大想定回数を振り分けることとする。

(4) 水道基盤強化計画策定に向けた取組支援

イ 他都道府県の取組状況の調査

水道基盤強化計画策定の最速のスケジュールは、令和6年度としている一方で、機能別検討部会等において案の具体化が進まなかった場合、水道基盤強化計画への検討結果の反映が不十分になることが想定される。そのため、他都道府県の取組や策定状況等の調査を行うことで、県において参考となり得る情報及び策定スケジュールの見直し等の判断材料の収集を行う。

ロ 骨子案の策定

令和6年度の策定(最速のスケジュール)を見据え、令和元年度から令和4年度業務の成果 や水道広域化推進プランの内容を踏まえ、水道基盤強化計画の骨子案の策定を行う。

6 報告

受注者は、業務の進捗に応じ、都度発注者に成果を報告するとともに、全業務終了後に成果品を 作成し、発注者に最終報告をする。

7 成果品

• 業務報告書 100 部

A4版で製本して納品すること。また、記載内容は発注者と協議の上で決定すること。

- ・ 業務報告書(概要版) 100 部 業務報告書の概要をA3版1~2ページに要約し作成すること。また、記載内容は発注者 と協議の上で決定する。
- ・ 各業務で実施したシミュレーション等分析結果 3部(紙媒体)及び電子データー式
- ・ 本業務の成果品は、全て発注者に帰属するものとし、発注者の承諾を得ず、公表及び貸与等 をしてはならない。

8 その他

- ・ 受注者は業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その業務を終了した後も同様とする。
- ・ 委託期間終了日から1年以内の間に、本業務の成果品及び各種提出資料について発注者が確認・照会等を行った場合、受注者は誠実に対応する。また、成果品等にかしがあった場合は、 発注者と協議の上、受注者は無償かつ速やかに是正措置を講ずる。
- ・ 水道事業体との調整・検討の結果等に応じて、受注者と協議のうえ、業務内容を変更することがある。
- ・ 本業務に係る文書や資料等は、原則として、Microsoft Word、Excel 又はPowerPointで作成する。
- 本仕様に定めのない事項については、発注者と受注者の協議により定めるものとする。